

淡路市企業立地奨励金制度

新たな常時雇用する 市内在住の従業員		投下固定資産総額		1億円 を超える額	2億円 を超える額	5億円 を超える額	10億円を超える額	
		5,000万円 を超える額	新たに取得する土地5ha				下水道使用料5万㎡以上	
	市内業者	○	○	○	○	○	○	○
	市外業者	農林水産業のみ	○	○	○	○	○	○
	事業の内容に 関する要件	※1	承認地域経済牽引事業者が行う事業、指定業種※2					
3名以上	奨励金の 種類	①立地奨励金	3年(5年)	3年	3年	3年	3年	3年
		②雇用奨励金	3年	3年	3年	3年	3年	3年
		③大橋通行助成 水道料金助成	3年	3年	3年	3年	3年	3年
		④下水道使用料助成	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
10名以上	奨励金の 種類	①立地奨励金	3年 <small>(農林水産業のみ5年)</small>	5年	5年	5年	7年	7年
		②雇用奨励金	3年	3年	3年	3年	3年	3年
		③大橋通行助成 水道料金助成	3年	3年	3年	3年	3年	3年
		④下水道使用料助成	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
20名以上	奨励金の 種類	①立地奨励金	3年 <small>(農林水産業のみ5年)</small>	5年	5年	5年	7年	7年
		②雇用奨励金	3年	3年	3年	5年	5年	5年
		③大橋通行助成 水道料金助成	3年	3年	3年	5年	5年	5年
		④下水道使用料助成	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	30年以内で500万円限度

奨励金の説明

①立地奨励金

…固定資産税相当額を**3～7年間**交付（5年）は農林水産業のみ

②雇用奨励金

…新たに1年以上雇用した市内在住の従業員1人につき10万円(1回限り)を事業者に交付(**3～5年間**)総額1,000万円限度

③大橋通行助成水道料金助成

…明石海峡大橋及び大鳴門橋通行料並びに水道使用量の助成 法人市民税相当額を限度に**3～5年間**交付

④下水道使用料助成

…1立方メートルにつき50円を乗じた額を交付(30年以内で年間500万円限度)

※1 事業内容に関する要件

…製造業、電気・ガス、熱供給業、情報通信業、運輸業、宿泊業、教育学習支援業、医療業、老人福祉・介護事業、自然科学研究所、サービス業、指定業種

※2 指定業種

…過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第30条に規定する業種(**製造の事業、農林水産物等販売業及び旅館業**)